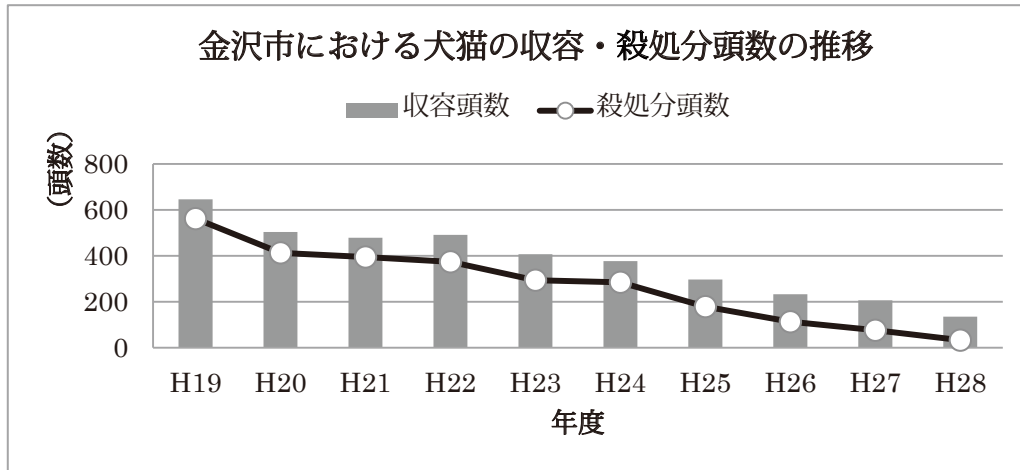


犬・猫の殺処分ゼロをめざして!

ここ10年間で、金沢市における犬猫の収容頭数、殺処分頭数は大幅に減少しています。収容された犬猫の殺処分ゼロをめざし、動物愛護をさらに推進していきます。



動物愛護施設の機能の充実

- ・施設名称の変更
名称を小動物管理センターから動物愛護管理センターに改め、動物愛護の拠点とします。
- ・人員体制の充実
獣医師を1名増員して2名体制とし、犬猫の救命や体調管理を強化します。

犬猫の適正・終生飼育の推進

- ・ミルクボランティア制度の試行
センターに持ち込まれた生後間もない子猫の命を救い、譲渡につなげるため子猫の人工哺育を行うミルクボランティア制度を試行します。
- ・犬の適正飼育講習会
適正なしつけを行わなかったために生じる無駄吠えや攻撃性など、犬の問題行動を改善するため、センター内にしつけ練習場を整備し、訓練士によるしつけ教室等を開催する予定です。
詳細については、今後ホームページ等でお知らせします。

回 覧										

動物の終生飼育について

飼い主には、一度飼った動物を一生飼育していく責任があります。もし、動物を飼えない状況になった場合は、ご自身で次の里親を探さなければなりません。里親を探すには労力と時間がかかります。下記の「里親の探し方」を参考に、時間をかけて良い里親となっていただけの方を探してください。

なお、平成25年9月1日施行の「動物の愛護及び管理に関する法律」により、金沢市では、原則、犬又は猫の引取りを行いませんのでご理解ください。



里親の探し方

- ・親類友人等に飼って貰えないか相談する。
- ・里親募集のチラシ（写真を掲載すると効果的です）を作り、動物病院やペットショップ等に貼らせて貰えるようお願いする。
- ・フリーペーパーや新聞広告（有料となりますので、事前に料金をご確認ください）で里親を募集する。
- ・SNS、動物愛護団体等のホームページで里親募集を掲載する。

飼い主のいない猫の不妊・去勢支援事業について

金沢市では、のら猫の繁殖を防ぎ、交通事故や感染症で亡くなる不幸な子猫を少しでも減らし、糞尿や鳴き声による被害を減少させるために「飼い主のいない猫の不妊・去勢支援事業」を実施しています。本制度の利用を希望される方は、動物愛護管理センター又は保健所でお申し込みください。

○ どのような支援をうけられますか？

市内に生息する飼い主のいない猫の不妊・去勢手術を行う個人又は団体に、石川県獣医師会が指定する動物病院※¹での手術※²費用の一部（オス・メスどちらでも一頭につき3,000円）を助成します。

○ どのような手続きが必要ですか？

本事業の利用登録の申請を動物愛護管理センター又は保健所窓口で、直接行なっていただきます。その際、本人確認の身分証明書の提示が必要となります（郵送での申請はできません）。

後日、保健所で登録証を渡します（申請の際、82円切手を貼った封筒を提出していただければ、登録証を郵送することも可能です）。

登録証があれば、年度内に何頭でも利用できます。

○ 登録後、手術を受けさせたい猫がいた場合、どうしたらいいですか？

猫を捕まえて手術を受けさせる旨、近隣に知らせてください。

猫を捕獲後、石川県獣医師会が指定する動物病院※¹に連絡し、飼い主のいない猫の手術の予約をしてください。

動物病院では、受付にある「金沢市飼い主のいない猫の不妊・去勢支援事業助成券交付申請書」に記入し、登録証を提示してください。

手術終了後、動物病院から3,000円を引いた額が請求されます（後日、金沢市から動物病院へ3,000円が支払われます）。

○ 手術後の猫はどうすればいいですか？

猫は捕獲した場所に必ず戻してください。

※ 1 石川県獣医師会が指定する動物病院については、動物愛護管理センター又は保健所にお問い合わせください。

※ 2 不妊又は去勢手術を行った猫には、再手術を防止するため、耳にV字の切り込みを入れます。



犬猫の里親制度について

金沢市では、動物愛護管理センターに収容され、飼い主に返還できなかった健康な犬や猫を、里親（飼い主）希望者に無料でお譲りしています。里親を希望される方は、動物愛護管理センターまでご連絡ください。

里親登録の主な条件

- ①動物取扱業者でないこと、医学等の実験に動物を用いないこと。
- ②原則として20歳以上65歳未満の方で、責任を持って終生飼育できること。
- ③石川県内で、ペット飼育可能な住宅で飼育すること。また、家族全員の同意を得ていること。
- ④多頭飼育防止の為、原則として現在飼育している犬または猫の数が1頭までであること。
- ⑤犬猫ともに、不妊去勢手術を1年以内に実施すること。猫は完全室内飼いを行うこと。
- ⑥犬の場合、登録と毎年の狂犬病予防注射を行い、首輪等に鑑札・狂犬病予防注射済票を装着すること。猫の場合、室内飼いを行っていても誤って外に出てしまうことがあるので、首輪に迷子札を付けて飼育すること。
- ⑦ワクチンの接種、疾病の際に治療を受けさせる等、動物の生涯に責任を持って飼育すること。

○ トライアル（お試し飼育）制度の開始について

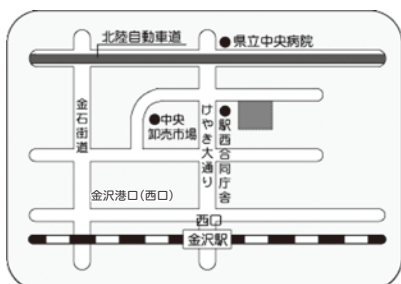
金沢市では成犬、成猫の譲渡に限り、トライアル制度を導入しています。

この制度は、今飼育している動物との相性が心配、家族全員に懐いてもらえるか心配、犬の鳴き声がか心配等、飼育に不安がある方に、期間を定めてお試し飼育をしてもらう制度です。

里親登録後、動物愛護管理センターへ犬猫を見に来ていただいた際に、詳しくご説明いたします。

ペットに関することを保健所ホームページでお知らせしています。

金沢市保健所 ペットについて 検索



金沢市保健所 衛生指導課

TEL 234-5114 FAX 220-2518

金沢市西念3丁目4番25号

相 談
窓 口



動物愛護管理センター

TEL 258-9070 FAX 258-9071

金沢市才田町戊370番地2